

4 年金分割について

弁護士 増田 朋記

Q4-1 年金分割制度

離婚した場合に、離婚相手の年金を分割してもらえる制度があると聞きました。どういう制度ですか。離婚相手が受け取る年金の一部を私の方に支払ってもらえるということでしょうか。

A4-1

年金分割とは、離婚をする場合において、婚姻期間中に支払った保険料の記録を分割するものです。分割を受けた人は、分割を受けた分だけ自分が保険料を納付したものとして扱われ、それにより算定された年金額を自らの年金として受給していくことができます。相手方に支給される年金額そのものを分割して受け取るわけではありません。

解説

平成16年の法改正により、離婚時年金分割制度が導入された¹。離婚時年金分割制度とは、離婚等をした場合において、年金額の算定の基礎となる標準報酬²につき、按分割合を定め、その定めに基づいて、夫婦であった者の一方の請求により、標準報酬の改定又は決定を行う制度である。

このように、年金分割は、あくまで算定の基礎となる標準報酬の改定の制度であり、年金分割を受けた場合であっても、受給するのはその者自身の年金であるから、年金を受給するには、自身が年金受給資格期間（原則として25年以上の納付）を満たし、かつ、支給開始年齢に達する必要がある。

なお、年金分割によって、年金額の算定に際しては、分割対象期間のうち分割を受けた者が本来厚生年金に加入していなかった期間も被保険者として加入していた期間としてみなされるが（法78条の6第3項）、受給資格の有無の判断の際には、そのようなみなし期間は算入されない点に注意を要する。

年金分割には、夫婦であった者の合意又は裁判所の手続により按分割合を定める「合意分割」又は「離婚分割」などと呼ばれるもの（以下、「合意分割」と呼ぶ。）と、夫婦の一方が国民年金法第7条第1項第3号に規定される第3号被保険者（たとえば夫がサラリーマンである専業主婦など）であった場合に按分割合の合意なくして

標準報酬が2分の1の割合で分割される「3号分割」と呼ばれるものが存在する。

合意分割は平成19年4月1日から施行され、同日以降の婚姻期間が対象となるが、3号分割は平成20年4月1日以降に第3号被保険者であった期間が対象となる³。

Q4-2 年金分割の対象

夫は個人事業で八百屋を営んでおり、私も夫も厚生年金に加入したことはありませんでした。離婚して夫の受給する年金を分割してもらうことはできますか。

A4-2

年金分割は厚生年金や共済年金を対象としており、基礎年金部分である国民年金は分割の対象外です。したがって、夫婦ともに厚生年金や共済年金に加入していないような場合には分割を行うことはできません。

解説

年金分割の対象となるのは厚生年金や共済年金の報酬比例部分のみである。したがって、基礎年金部分である国民年金は対象とならない。

また、同様に、報酬比例でない厚生年金の定額部分や厚生年金基金の上乗せ給付部分等についてもやはり分割の対象とならない。

なお、共済年金に独自の上乗せ部分である職域部分については年金分割の対象となる。

Q4-3 按分割合の決定

年金を分割してもらうために、離婚相手との間で何か決めなければならないのですか。もし相手と話がつかなかったときはどうしたらいいのですか。

A4-3

合意分割では分割の割合（「按分割合」と言います。）を夫婦の合意で定めるか、合意ができない場合には夫婦の一方が家庭裁判所に申立てをして、裁判所の手続により按分割合を定めることとなります。ただし、平成20年4月1日以降に第3号被保険者（たとえば夫がサラリーマンである専業主婦など）であった期間について年金分割の請求をする場合には按分割合を定める必要はありません。

解説

夫婦の合意で按分割合を定めた場合には、請求手続を行うために必要な添付書類として、夫婦それぞれの氏名、生年月日、基礎年金番号、年金分割請求をすることについて合意が成立した旨、合意した按分割合を

記載した書面を公正証書または公証人の認証を受けた私署証書として作成する必要がある(法78条の2第4項)。

合意ができない場合には家庭裁判所の手続により按分割合を定めることとなる(法78条の2第2項)。標準報酬の按分割合に関する処分は乙類審判事項とみなされ、家事審判法及び家事審判規則の規定が適用される(法78条の2第3項)。よって、夫婦の一方が請求すべき按分割合を定める家事調停(または審判)を家庭裁判所に申し立て、話し合いがまとまらなければ離婚裁判(人事訴訟)を提起した上で附帯処分として按分割合を定める処分を申し立てていく必要がある。裁判所の手続によって按分割合を定めた場合には調停調書や判決等が請求手続の添付書類となる。

按分割合については、定めることの可能な範囲が決められており、上限は50%までであり、下限は、夫婦それぞれの分割前の対象期間の標準報酬総額合計額に対する分割を受ける側の分割前の対象期間の標準報酬総額の割合である(法78条の3第1項)。たとえば、夫の標準報酬総額が8000万円、妻の標準報酬総額が2000万円であれば、按分割合の範囲は「20%を超え、50%以下」となる。

3号分割の場合には、分割改定請求を行えば、按分割合の合意又は裁判なくして、平成20年4月以降に第3号被保険者であった期間について標準報酬総額が2分の1の割合で分割されることとなる(法78条の14)。

Q4-4 年金分割の請求手続

年金分割の請求はどこでどのようにすればいいのですか。

A4-4

合意や裁判手続により按分割合を定めたとしても、当然に年金分割が行われるものではありません。年金分割を行うには、年金事務所(共済年金の場合は共済組合等)に、必要書類を添付して標準報酬の改定請求を行う必要があります。

解説

合意分割の請求は、原則として離婚が成立した時から2年以内に行わなければならない(法78条の2第1項)。改定請求を行うと、請求のあった日の属する月の翌月から年金の額が改定され、将来に向かってのみ効力が生じることとなる(法78条の6)。

3号分割の場合には、按分割合の合意についての書類の添付は不要であるが、やはり年金事務所に改定請求を行う必要がある。3号分割の場合には合意分割の

場合と異なり請求期限はない(法78条の14)。

なお、合意分割の請求があった場合には、同時に3号分割の請求があったものとみて、平成20年4月以降に第3号被保険者であった対象期間について3号分割が先に行われてから、それ以外の期間について合意分割が行われることとなる。

Q4-5 年金分割の情報提供

私は来年、離婚しようと考えているのですが、年金分割を請求する準備のために必要な情報はどのようにすれば手に入りますか。

A4-5

年金事務所(共済年金の場合は共済組合等)にある情報提供請求書に必要事項を記入し、年金手帳、戸籍謄本(抄本)等をあわせて提出すれば、年金分割のための情報通知書や被保険者記録照会回答書を受け取ることができます。この情報提供請求は、当事者双方又はその一方が、現に離婚しているか否かにかかわらず行うことができます。

解説

年金事務所に情報提供を請求し、年金分割のための情報通知書の記載を見れば、分割の対象となる婚姻期間や、夫婦それぞれの対象期間の標準報酬総額、按分割合の範囲などを知ることができる。

また、50歳以上で老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている人や、障害厚生年金の受給権者で希望した人は、年金分割を行った場合の年金見込額についても情報提供を受けることができる(法78条の4、施行規則78条の8)。

なお、情報提供を受けた日から離婚等が成立した日までの間が1年を超えない場合には、情報提供時における按分割合の範囲を分割請求時における按分割合の範囲として扱うことができる。また、情報提供が離婚等より後である場合には、原則として継続的に情報提供時における按分割合の範囲を分割請求時における按分割合の範囲として扱うことができる(法78条の4、施行規則78条の5)。

当事者の一方のみが情報提供請求をした場合、すでに婚姻関係が解消していると認められる場合には他方当事者についても情報請求提供があったものとみなされ通知が行われるが(施行規則78条の6第4項)、いまだ婚姻関係が解消していると認められない場合には、請求を行った者のみに通知され、他方当事者には通知さ

れない(施行規則78条の6第5項)。

この情報提供請求は、離婚時の年金分割をするために必要な情報の請求であるから、離婚等の翌日から起算して2年を経過した場合、すでに分割請求が行われた離婚等に係る情報提供の請求であるときなどは情報提供の請求を行うことはできない(法78条の4第1項、法78条の2第1項但書、施行規則78条の3)。

- 1 「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)。なお、同法が成立した第159回国会においては、「国家公民共済組合法等の一部を改正する法律」、「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律」、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」が成立しているが、離婚時年金分割制度についての基本的な考え方はいずれの法律も同一であり、本稿においては主として厚生年金保険法における離婚時年金分割制度について記述することとし、条文の引用については、厚生年金保険法を「法」、厚生年金保険法施行規則を「施行規則」と略称する。
- 2 標準報酬月額と標準賞与額のことを指す。標準報酬月額とは被保険者の報酬月額に基づき、所定の等級区分により定められたものであり(法20条)、標準賞与額とは被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、千円未満の端数を切り捨てて定められたものである(法24条の3)。
- 3 年金分割についてまとめたものとしては、年金分割問題研究会編『年金分割の考え方と実務』(民事法研究会、2007年)、山下正通ほか『国民年金法等の一部を改正する法律における厚生年金保険の標準報酬の改定の特例(離婚時年金分割制度)の創設及びこれに伴う人事訴訟法の一部改正の概要』家庭裁判月報57巻3号45頁(2005年)があり、本稿においても参考文献としている。
また、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/question/1600/1601/list.html> <http://www.nenkin.go.jp/question/1700/1701/list.html>)においても、年金分割についての詳細な解説がされているので参照されたい。